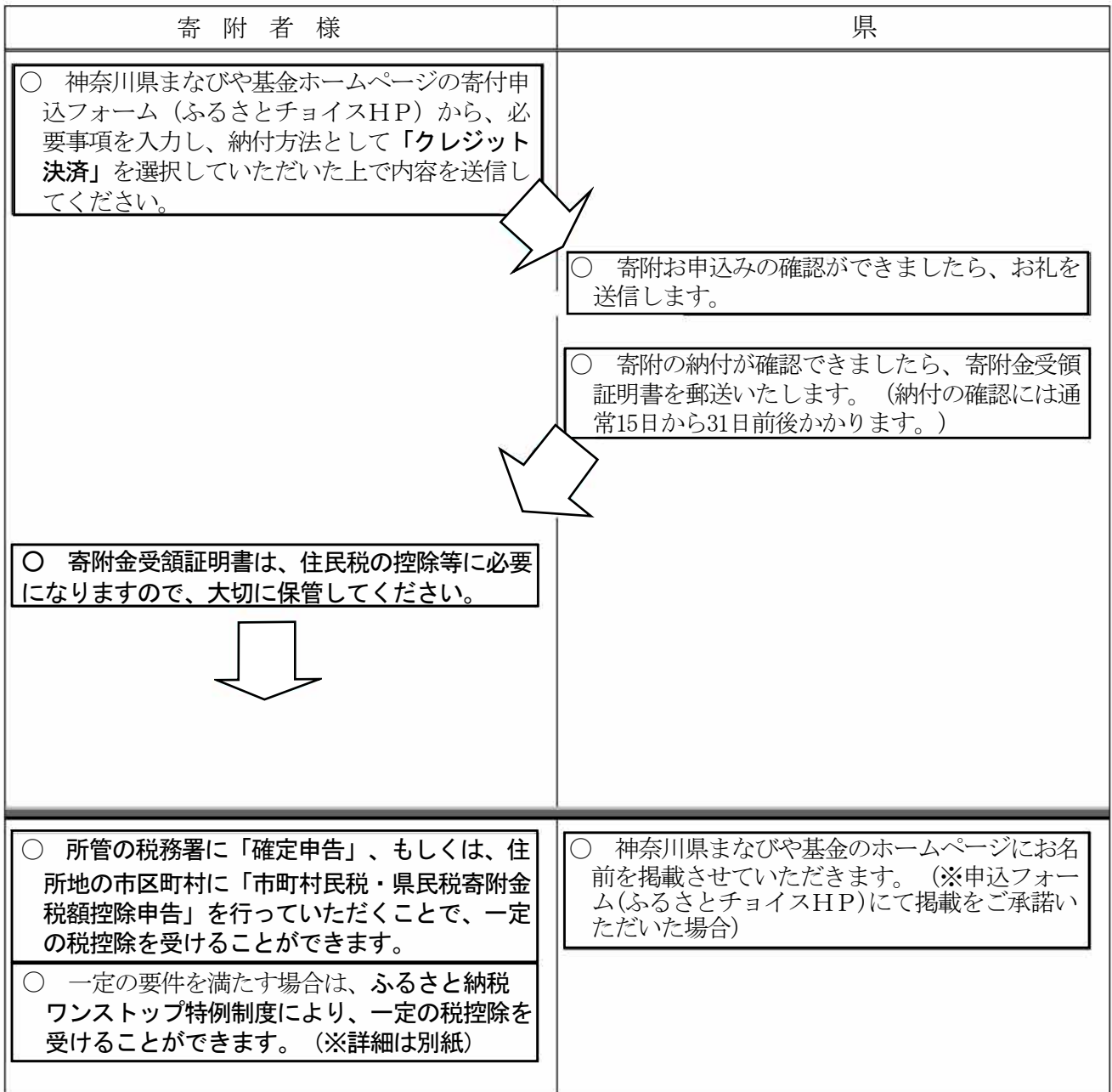


- 皆様からいただいた寄附金は、「神奈川県まなびや基金」に積み立てて、県立学校のグラウンドの一部や中庭の芝生化の財源として活用させていただきます。
- 寄附申込書を県に提出した段階で、寄附を取消することができなくなりますので、御注意下さい。
- 当基金への寄附金のうち、2,000円を超える部分について、税法上の寄附金控除の対象となります。

(裏面参照)

- ・ 確定申告を行うことにより、所得税および個人住民税について一定の控除が受けられます。
- ・ 確定申告をされない場合は、お住まいの市区町村へ「市町村民税・道府県民税寄附金税額控除申告書」を提出することにより個人住民税のみ一定の控除が受けられます。
- ・ 確定申告による所得税及び個人住民税の寄附金控除の詳細はお近くの税務署へ、確定申告をせず個人住民税の寄附金控除のみを受ける場合はお住まいの市区町村へお問い合わせください。
- ・ 法人の方は、寄附された金額が損金算入の対象となります。
- ・ 領収書は再発行できません。大切に保管してください。

《インターネットを利用したクレジットカードによる寄附手続き等の流れ》



【確定申告書にて所得税の申告を行う場合】

【確定申告書A（第一表）記入例】 神奈川県まなびや基金に50,000円の寄附をした場合

所得から差し引かれる金額	社会保険料控除 ⑥								
	小規模企業共済等掛金控除 ⑦								
	生命保険料控除 ⑧								
	地震保険料控除 ⑨								
	寡婦、寡夫控除 ⑩							0000	
	勤労学生、障害者控除 ⑪							0000	
	配偶者(特別)控除 区分 <input type="checkbox"/> ⑫ ～⑬							0000	
	扶養控除 ⑭							0000	
	基礎控除 ⑮							0000	
	⑥から⑮までの計 ⑯								
雑損控除 ⑰									
医療費控除 ⑱									
寄附金控除 区分 <input type="checkbox"/> ⑲							48000		
合 計 ⑳	(⑯)+(⑰)+(⑱)+(⑲)								

- 確定申告書Bの場合も同様に記載してください。
- その他、必要事項を記載してください。
- 様式は、変更する可能性があります。
- 詳細はお近くの税務署に問合せください。0570-01-5901（国税庁ナビダイヤル）

寄附金額から2,000円を引いた金額を記載

【確定申告書A（第二表）記入例】

○ 住民税に関する事項

16歳未満の扶養親族	扶養親族の氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所
			平 . . .	
			平 . . .	
			平 . . .	
給与・公的年金等に係る所得以外(平成26年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択				<input type="radio"/> 給与から差引き <input type="radio"/> 自分で納付
配当に関する住民税の特例 円				
非居住者の特例				
配当割額控除額				
寄附金税額控除	都道府県、市区町村分	50,000 円	条例指定分	都道府県 市区町村
別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族の氏名・住所				

寄附金額を記載

⑰ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など
	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
	円	円	円
⑱ 医療費控除	支払医療費	円	保険金などで補填される金額
			円
⑲ 寄附金	寄附先の所在地・名称	神奈川県	震災関連寄附金 上以外の寄附金
			50,000 円

○ 特例適用条文等

神奈川県と記載

寄附金額を記載

【市民税・県民税申告書にて住民税の申告を行う場合】

5 寄附金税額控除 (寄附金の領収書、内訳書等を添付し、又は提示してください。)

	寄附先	寄附金額
都道府県・市区町村又は特別区への寄附金	神奈川県	50,000 円
神奈川県共同募金会又は日本赤十字社神奈川県支部への寄附金		円
神奈川県、横浜市等の条例で指定された寄附金	神奈川県分 横浜市分	円

- 様式は、申告する市町村によって異なります。
- その他、必要事項を記載してください。
- 詳細は在住の市町村に問合せください。

※支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。